



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年3月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)第一高周波工業(株)水江事業所建設計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目6番2号 第一高周波工業株式会社 代表取締役社長 長濱正孝
	指定開発行為の名称	(仮称)第一高周波工業(株)水江事業所建設計画
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区水江町1番地45号 他
	指定開発行為の目的	工場及び研究施設の建設
	指定開発行為の内容	開発区域面積:約19,055㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成21年 10月(着工予定) 完了予定:平成25年 3月(完了予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成21年3月17日(火)から 平成21年4月30日(木)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、大師支所、田島支所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書(写し)について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成21年4月30日(木) (郵送の場合は、平成21年4月30日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm